

国民健康保険限度額適用・標準負担額認定証の申請について

「限度額適用認定証(または、限度額適用・標準負担額減額認定証)」を医療機関で提示すると窓口で支払う医療費が限度額までとなります。限度額は、所得区分によって異なります。交付を希望される方は、住民生活課で申請をしてください。(マイナ保険証を利用すれば、医療機関の窓口での支払いは限度額までになります。また、区分によっては、交付が必要ない場合があります。)

- 持参いただくもの ・資格確認書等
- 申請場所 ・岩美町役場 住民生活課(本庁舎1階)

自己負担限度額について

70歳以上75歳未満の方と70歳未満の方とは、自己負担限度額が以下のとおり異なります。

【70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)】

区分	外来(個人単位)の限度額	外来+入院(世帯単位)の限度額
課税所得 690万円以上(現役並みⅢ)	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1% 【140,100円】	
課税所得 380万円以上690万円未満(現役並みⅡ)	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1% 【93,000円】	
課税所得 145万円以上380万円未満(現役並みⅠ)	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1% 【44,400円】	
一般	18,000円(年間上限額144,000円)※	57,600円【44,400円】
低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円

※年間上限額は、8月から翌7月までの累計額に対して適用されます。

○所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

○表の【】内は、過去1年間に4回以上該当した場合の4回目以降(多数回該当)の限度額です。

○75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

【70歳未満の人の自己負担限度額(月額)】

区 分		自己負担限度額
所得		
住 民 税 課 税 世 帯	901万円超(区分ア)	252,600円 + (医療費 - 842,000) × 1% 【140,100円】
	600万円超 901万円以下 (区分イ)	167,400円 + (医療費 - 558,000) × 1% 【93,000円】
	210万円超 600万円以下 (区分ウ)	80,100円 + (医療費 - 267,000) × 1% 【44,400円】
	210万円以下(区分エ)	57,600円 【44,400円】
住民税非課税世帯(区分オ)		35,400円 【24,600円】

○所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

○表の【 】内は、過去1年間に4回以上該当した場合の4回目以降(多数回該当)の限度額です。

入院したときの食事代について【令和7年4月改正】

入院したときの食事代は、診療にかかる費用とは別に、1食分として以下の標準負担額を自己負担して、残りの費用は国保が負担します。

住民税課税世帯(下記以外の人)		510円
住民税非課税世帯	90日までの入院	240円
低所得Ⅱ	過去12か月で90日を超える入院	190円※
低所得Ⅰ		110円

○マイナ保険証を利用しない場合、住民税非課税世帯と低所得Ⅰ・Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」か「標準負担額減額認定証」が必要です。

※申請により190円に減額されます。マイナ保険証を利用した場合でも、申請が必要です。